

平成23年8月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ワ)第919号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年5月24日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 瀧 康 暢
同 西 川 美 穂
同 望 月 直 子
同 武 川 真 弓
同 丹 羽 加 奈 絵
同 鈴 木 含 美
同 小 出 智 加

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福 田 吉 孝

同代理人支配人 末 藤 秀 幸

主 文

1 被告は原告に対し、314万2722円及び内291万8781円に対する平成22年8月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は、主文第1項に限り、仮に執行することができる。

ただし、被告が270万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 本件事案の概要等

- 1 本件は、原告が被告に対し、原被告間の継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）につき、利息制限法1条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの）による制限を超えて支払われた利息を元本に充当すると過払金が発生しており、被告が悪意の受益者であったとして、不当利得返還請求権に基づき、314万2722円及び内291万8781円に対する最終弁済日の翌日である平成22年8月26日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を請求している事案である。
- 2 本件取引が一体のものであることは当事者間に争いがなく、原告は、被告は悪意の受益者であると主張し、被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下、単に「法」ともいう。）43条1項の適用に関連して被告は悪意の受益者ではないと主張する。
- 3 基本的な事実関係（当事者間に争いが無い）

原告と貸金業者である被告は、平成9年5月6日、継続的金銭消費貸借契約を締結して、別紙記載のとおり、平成22年8月25日まで借入と返済を繰り返した。

4 原告の主張

- (1) 本件取引を利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、314万2722円の過払金が発生している。なお、被告は、利息制限法を超える利息で貸付をしていることを知りながら、貸付を行っており、悪意の利得者であるので、年5分の利息を付した（利息合計22万3941円）。
- (2) その結果、被告は、原告の損失によって法律上の原因なくして、請求の趣旨記載の金額と同額の利益を得た。
- (3) よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、314万

2722円及び内291万8781円に対する平成22年8月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

(4) 悪意の受益者について

被告は悪意の受益者であることを否定しているが、貸金業者は、貸金業法43条のみなし弁済の適用がない場合には、同法の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、悪意の受益者であると推定すべきであり、推定を覆すための立証としては、サンプル書面の提出では足りず、17条書面及び18条書面の各控えを提出すべきであり、これらが提出されなければ、記載内容が法定の要件に適合するものか否かの確認ができない。また、18条書面は、店頭での返済、ATMでの返済、提携CDでの返済はもちろん、銀行振込による返済であっても、返済ののち遅滞なく交付する必要がある。

被告が交付した契約書面には、平成13年12月までは、「返済期間及び返済回数」(法17条1項6号)が記載されておらず、平成14年8月まで、「返済期間及び返済回数」が具体的かつ一義的に明確な記載がされておらず、みなし弁済規定が認められる余地は皆無であった。「返済期間及び返済回数」は、法で記載が義務づけられた事項であり、省令、通達、判例によって、その定めを変更できないことは自明のことである。リボルビング方式などの返済の方式では、法が求める記載事項を満たすことが困難であっても、記載の省略を許容する解釈は許されず、省略を許容する見解は解釈論を超えた立法論である。もともと法43条のみなし弁済の規定する要件を充足しなければ、利息制限法所定の法定利率を超える利息の支払は、無効であるから、法令を強引に解釈して、元来適用不可能な貸付にみなし弁済規定を適用しようとするのが許されない。法の恩恵を受けることが不可能な貸付方式を敢えて選択しながら、その貸付方式では、みなし弁済の適用要件を充足できないからといって、

後付け的にその適用要件を緩和する解釈は認められない。法が「返済期間及び返済回数」の記載をみなし弁済の適用要件としたのは、資金需要者の将来の弁済計画の参考とし、債務の負担の程度を認識して安易な借入を抑制するためであるし、リボルビング方式の金銭消費貸借は、借入と返済を漫然と繰り返す借主にとっては危険な貸付方式である。

「返済期間及び返済回数」の記載は、包括契約の場合、複数の書面にわたることがやむを得ないとしても、法17条の趣旨からすれば、個別貸付時には、返済期間及び返済回数を特定することは可能であり、借入に際し将来の弁済計画の参考とするためには、具体的かつ一義的に明確な記載が必要であり、一般的抽象的な記載や、相当の時間をかけて計算しなければ算出できないような記載方法では、みなし弁済規定の適用はないというべきである。被告の記載内容では、複雑な計算をしなければ、返済期間及び返済回数を求めることができないので、法17条の記載があるとは評価できない。

17条書面の必要的記載事項の一部が欠けていた場合に、みなし弁済の効果が生じるか否かについては、欠けていても効果を認めうる場合があるとする積極説と、一つでも欠けていればその効果が生じないとする消極説があり得るが、最高裁の調査官の解説でも、実務は消極説によっていた。また、みなし弁済の成否や適用要件について、厳格説と緩和説があるが、商工ローン業者の代理人を務めた弁護士であり、民事訴訟の研究者である吉野正三郎が論文で述べているように、平成2年判決の前も後も、下級審の判決の多くは厳格説であったし、学説の上でも厳格説が多数説であった。すると、最高裁平成19年7月13日判決が述べるように、法43条の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというためには、貸金業者の認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったというような合理的な根拠があつて上

記認識を有するに至ったことが必要であるが、このような特段の事情がないことは明らかである。

(5) 現存利益の主張について

そもそも被告は悪意の受益者であるから、703条の現存利益の主張は前提を欠いているので、この点に関する被告の主張は失当である。

仮に被告が善意であるとしても、税金は被告の収益全体に対して公平に課せられるものであり、原告が被告に利息制限法超過利息を支払ったことによって、被告が余分な課税を負担することになったとはいえず、因果関係がない。税金の問題は、課税制度の中で解決されるべき問題であり、被告の主張は原告に税務上の負担を求めるもので許されず、被告の返還範囲を制限する理由とはならない。

(6) 過払利息の発生時について

最高裁判所平成21年9月4日判決が判示するとおり、過払利息の発生時は、過払金の発生の時である。

5 被告の主張

(1) 被告が悪意の受益者であるとの主張は争う。

すなわち、被告は、過去から17条書面及び18条書面の交付する態勢を十分に有しており、これらの書面の不備で行政処分を受けたことはなく、いわゆるリボルビング契約の締結時に交付した17条書面や個々の貸付時に交付した18条書面については、規定された各事項を記載した書面を交付しているし、返済時における18条書面も、昭和63年頃から、ATMにて返済を受けた場合、その都度、その場で、交付しているのである。最高裁判所は、貸金業法43条が認められるとの認識を有していたことについて、やむを得ないといえる等の特段の事情のない限り、過払金発生時から悪意の受益者により5%の利息が発生する旨判示しているが、17条書面及び18条書面を交付したことの立証は、原則として、顧客である原告に関する具体的立証を要せず、貸金業者の業務

体制についての一般的立証で足りると解される。けだし、顧客ごとの多数回にわたる取引について、17条書面及び18条書面を書証として取り調べることは、裁判所にとって多大な審理上の負担となり、訴訟経済の観点からも極めて不相当である。また、貸金業者が書証の検索ができたか否かで、当時の認識の推定の判断が異なるのは法理に反するからである。

貸金業法施行後、みなし弁済の成立要件についての判例は変遷しており、貸金業法立法直後6年以上もの間（昭和58年から平成2年まで）みなし弁済に関する最高裁判例は存在せず、貸金業者としては、立法趣旨を探り、あるいは監督官庁の指導に従って業務を行っていたこと、最高裁平成2年1月22日判決・民集44巻1号332頁はそれまで健全に貸金業を営んでいた貸金業者の実務を追認する形の判断（いわゆる緩和説）であったこと、法43条1項の規定の適用要件については、厳格に解釈すべきであるとした最高裁平成16年2月20日判決以降も、17条書面・18条書面の記載事項について具体的な規準は示されず、解釈の余地があったこと、厳格な解釈の立場を強めた最高裁平成18年1月13日判決はそれまでの法43条の成立要件に関する理解を根本から覆す驚くべき内容であったことなどに照らせば、被告においてみなし弁済が成立すると認識していたことについて、やむを得ないといえる特段の事情が存在した。

上記平成18年判決によって、貸金業法43条1項にいう任意性は否定されたが、この判決を受けて、貸金業法17条書面の記載要件として施行規則13条1項1号ヌにおいて「期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容」を記載することとされていたが、これに「(利息制限法1条1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨)」を追加する改正がなされ、これに伴い、被告は、上記施行規則を遵守する体制を整備し、施行日以前である平成18年6月25日(契

約書)・同月26日(ATM明細)以降、法17条書面にその旨を記載することとした。すなわち、契約書(乙4)の第7条に掲げる期限の利益の喪失事由の一つである第1号の「定支払日に利息、または元金の支払いを怠ったとき」の末尾に「(ただし、本号にいう利息は、利息制限法第1条1項に該当する利率を超えない範囲内においてのみ効力を有します)」を付加し、ATM明細(乙5)の期限の利益喪失事由の「約定支払日に元利金の支払を1回でも怠ったとき」の後に「ただし、ここでいう利息は利息制限法に規定する利率を超えない範囲の利息をいいます」を追記し、原告の返済につき、利息制限法超過の利息の支払義務はない旨、原告が任意として支払うものについて被告が受け取る旨を明記しているので、平成18年判決以降の原告利息制限法超過の支払についても任意性が認められることは明白である。

- (2) 仮に被告が悪意の受益者と評価されたとしても、民法704条の利息を付すべき始期は訴状送達の日翌日もしくは取引終了日の翌日とすべきである。
- (3) 悪意の受益者ではないことから返還すべき範囲は、経済的合理性の観点(現存利益)から過払元金の55%に留まるものとすべきである。ただし、被告は、顧客から受領した利息制限法超過利息の一部については既に法人税として納付しており、法人税として納付した部分に相当する範囲については、被告において利益は現存していない。過去における利息制限法超過利息の受領額は、計算上、全体収入の約35%になっており、また、過去における被告の損金合計の全体収入に占める割合は、概ね65%で推移している。すでに被告が支払った法人税は、当然利息制限法超過部分の利息が含まれているが、仮に被告の全ての取引についてみなし弁済を否定されると、法人税として納付すべき税金はほぼゼロとなり、支払った法人税は、利息制限法超過部分の利息金で支払ったことになる。実際に支払った毎年の法人税額は、毎年受領してきた利息制限

法超過部分の利息金額の約45%程度に相当するので、毎年受領してきた利息制限法超過部分の利息金のうち、約45%はすでに税金として支払っていて、被告の手元に残っていないことから、民法703条の規定により、経済的合理性の観点からいえば、原告に対しては過払金の残余の部分、すなわち、被告の手元に残っている過払金の55%相当の部分のみ（130万6949円）を支払えば足りる。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記のとおり、原告と貸金業者である被告は、平成9年5月6日、継続的金銭消費貸借契約を締結して、別紙記載のとおり、平成22年8月25日まで借入と返済を繰り返したが、最後の借入は平成17年11月21日であり、この一連の取引は一体のものである。

上記継続的金銭消費貸借の金利は利息制限法の制限利率を超過しており、この制限利率に引き直し計算をすると、過払金が発生していることが明らかであるところ、原告は被告が悪意の受益者であると主張し、被告はこれを争うので、以下、この点について検討する。

貸金業者である被告が利息制限法所定の制限を超える利息を受領したが、その受領につき法43条のみなし弁済の適用自体を主張するものではなく、被告が、同条の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定されるというべきである。

そこで、被告が法43条の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認められるか否かが問題となる。

法43条の適用を受けるためには、貸付に際して被告は原告に対して交付する契約書面に法17条所定の事項が記載されており、返済に際して被告が原告に交付する領収書面に法18条所定の事項が記載されているこ

とを要するところ、原被告間で最後の借入が行われた平成17年11月21日までの17条書面を中心に以下検討する。

証拠（甲7ないし甲32，甲34ないし甲98，乙1，乙2，乙8，乙9，乙10の1及び2，乙11，乙19ないし乙29）及び弁論の全趣旨によれば，①平成14年8月に改訂するまでに被告が交付していた契約書面には，個々の貸付の時点での残元利金法について，原告が最低返済額及び経過利息を毎月支払っていった場合にいつ完済するか把握できないので，法が規定する「返済期間及び返済回数」が記載されていないし，これに準ずる事項の記載もないこと，②17条書面の必要的記載事項の一部が欠けていた場合に，みなし弁済の効果が生じるか否かについては，欠けていても効果を認めうる場合があるとする積極説と，一つでも欠けていればその効果が生じないとする消極説があり得るが，実務は消極説によっていたこと，③みなし弁済の成否や適用要件については，厳格説と緩和説があったが，下級審の判決の多くは厳格説であり，学説の上でも厳格説が多数説であったところ，最高裁判所は平成16年2月20日の2つの判決（民集58巻2号380頁，475頁）で法43条の適用要件については厳格に解釈すべきである旨を判示し，厳格説の立場を明らかにしたこと，④最高裁判所は平成17年12月15日の判決（民集59巻10号2899頁）で，貸金業者は，貸付にかかる契約の性質上，17条書面に記載すべき事項について確定的な記載をすることが不可能な場合には，同書面に当該事項に準じた事項を記載すべきである旨，貸金業者は，いわゆるリボルビング方式の貸付をしたときは，貸付ごとに借主に交付すべき17条書面に「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」として，当該貸付を含めたその時点での全貸付の残元利金について，毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間，返済回数及び各回の返済金額を記載すべきである旨を判示したこと，⑤同判決が言い渡されるまでに，いわゆるリボルビング方式の貸付をしたときに，17条書面に「返済

期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」について記載が不要であるとする判決例で多数を占めたり、学説の多数説になったりしたことはないこと、⑥平成17年11月までに被告が用いた包括契約書及び貸付の際の契約書面を併せ見ても、返済期間や返済回数が容易に判明するものではないこと、⑦最高裁判所は、平成18年1月13日の判決（民集60巻1号1頁）で、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払は原則として法43条のみなし弁済における任意性がない旨を判示しており、この判決以後に原被告間で基本契約を改定した形跡はないことが認められる。

すると、被告は、被告が貸付・返済時に作成交付していた書面が17条書面や18条書面に該当するとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったと主張するのであるが、以上によれば、被告が貸付時に作成して原告に交付していた書面は法が規定する「返済期間及び返済回数」が記載されていないし、これに準ずる事項の記載もなかったといわざるをえず、このような被告が交付した書面が17条書面として有効であることを根拠づける裁判例が相当多数あったはいえないし、被告の上記認識に合致する学説が有力であったともいえないのであるから、上記特段の事情の存在を是認することはできない。

以上の次第で、被告は悪意の受益者であるといわざるをえない。

- 2 被告が悪意の受益者である以上、不当利得の返還の範囲は受けた利益（民法704条）であって現存利益（民法703条）ではないから、返還の範囲を過払元金の55%に限定すべきであるとの主張に理由がないことは明らかである。

さらに、過払利息の発生時について、被告は訴状送達日の翌日又は取引終了日の翌日であると主張するけれども、民法704条の規定に照らせば、過払金の発生時であることが明らかである（最高裁平成21年(受)第1192号同年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）。

- 3 すると、原告の本訴請求は理由があるから、認容することとし、仮執行

につき、民事訴訟法 259 条 1 項 3 項を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所一宮支部

裁判官 鬼 頭 清 貴

1

別 紙

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

過払利率

5%

口座番号: 0262-0071997-001, 0262-0071997-002

貸金業者: アイフル株式会社

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H9. 5. 6	100,000		0.18	✓			100,000		
2	H9. 5. 11	40,000		0.18	6	295	295	140,000	0	0
3	H9. 5. 17	40,000		0.18	6	414	709	180,000	0	0
4	H9. 5. 23	50,000		0.18	6	532	1,241	230,000	0	0
5	H9. 6. 5		15,000	0.18	13	1,474	0	217,715	0	0
6	H9. 6. 8	30,000		0.18	3	322	322	247,715	0	0
7	H9. 6. 15	20,000		0.18	7	855	1,177	267,715	0	0
8	H9. 6. 21	20,000		0.18	6	792	1,969	287,715	0	0
9	H9. 6. 29	10,000		0.18	8	1,135	3,104	297,715	0	0
10	H9. 7. 5		17,000	0.18	6	880	0	284,699	0	0
11	H9. 8. 1		17,000	0.18	27	3,790	0	271,489	0	0
12	H9. 8. 2	15,000		0.18	1	133	133	286,489	0	0
13	H9. 8. 6		1,497	0.18	4	565	0	285,690	0	0
14	H9. 8. 6	207,000		0.18	0	0	0	492,690	0	0
15	H9. 9. 1		21,000	0.18	26	6,317	0	478,007	0	0
16	H9. 9. 23	10,000		0.18	22	5,186	5,186	488,007	0	0
17	H9. 9. 30		22,000	0.18	7	1,684	0	472,877	0	0
18	H9. 10. 11	10,000		0.18	11	2,565	2,565	482,877	0	0
19	H9. 10. 26		21,000	0.18	15	3,571	0	468,013	0	0
20	H9. 11. 3	10,000		0.18	8	1,846	1,846	478,013	0	0
21	H9. 11. 25		30,000	0.18	22	5,186	0	455,045	0	0
22	H9. 12. 23		30,000	0.18	28	6,283	0	431,328	0	0
23	H10. 1. 3	20,000		0.18	11	2,339	2,339	451,328	0	0
24	H10. 1. 3	13,000		0.18	0	0	2,339	464,328	0	0
25	H10. 1. 18		21,000	0.18	15	3,434	0	449,101	0	0
26	H10. 2. 7	13,000		0.18	20	4,429	4,429	462,101	0	0
27	H10. 2. 14	4,000		0.18	7	1,595	6,024	466,101	0	0
28	H10. 2. 14		21,000	0.18	0	0	0	451,125	0	0
29	H10. 2. 21	10,000		0.18	7	1,557	1,557	461,125	0	0
30	H10. 3. 7		22,000	0.18	14	3,183	0	443,865	0	0
31	H10. 3. 22	14,000		0.18	15	3,283	3,283	457,865	0	0
32	H10. 4. 4		23,000	0.18	13	2,935	0	441,083	0	0
33	H10. 4. 19	12,000		0.18	15	3,262	3,262	453,083	0	0
34	H10. 5. 3		23,000	0.18	14	3,128	0	436,473	0	0
35	H10. 5. 5	11,000		0.18	2	430	430	447,473	0	0
36	H10. 5. 30		35,000	0.18	25	5,516	0	418,419	0	0
37	H10. 6. 27		30,000	0.18	28	5,777	0	394,196	0	0
38	H10. 7. 23		20,000	0.18	26	5,054	0	379,250	0	0
39	H10. 8. 22		23,000	0.18	30	5,610	0	361,860	0	0
40	H10. 9. 15		20,000	0.18	24	4,282	0	346,142	0	0
41	H10. 9. 20	25,000		0.18	5	853	853	371,142	0	0
42	H10. 9. 23	20,000		0.18	3	549	1,402	391,142	0	0
43	H10. 10. 10		20,000	0.18	17	3,279	0	375,823	0	0
44	H10. 10. 11	32,000		0.18	1	185	185	407,823	0	0
45	H10. 11. 8		22,000	0.18	28	5,631	0	391,639	0	0
46	H10. 11. 14	20,000		0.18	6	1,158	1,158	411,639	0	0
47	H10. 12. 5		23,000	0.18	21	4,263	0	394,060	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H10.12.27		20,000	0.18	22	4,275	0	378,335	0	0
49	H11.1.10	15,000		0.18	14	2,612	2,612	393,335	0	0
50	H11.1.17	10,000		0.18	7	1,357	3,969	403,335	0	0
51	H11.1.23		21,000	0.18	6	1,193	0	387,497	0	0
52	H11.2.13	12,000		0.18	21	4,012	4,012	399,497	0	0
53	H11.2.21		22,000	0.18	8	1,576	0	383,085	0	0
54	H11.2.21	10,000		0.18	0	0	0	393,085	0	0
55	H11.3.25		20,000	0.18	32	6,203	0	379,288	0	0
56	H11.3.25		10,000	0.18	0	0	0	369,288	0	0
57	H11.3.28	15,000		0.18	3	546	546	384,288	0	0
58	H11.4.3	3,000		0.18	6	1,137	1,683	387,288	0	0
59	H11.4.24		25,000	0.18	21	4,010	0	367,981	0	0
60	H11.4.29	13,000		0.18	5	907	907	380,981	0	0
61	H11.5.25		22,000	0.18	26	4,884	0	364,772	0	0
62	H11.5.25		11,000	0.18	0	0	0	353,772	0	0
63	H11.6.6	18,000		0.18	12	2,093	2,093	371,772	0	0
64	H11.6.25		24,000	0.18	19	3,483	0	353,348	0	0
65	H11.7.11	13,000		0.18	16	2,788	2,788	366,348	0	0
66	H11.7.24		22,000	0.18	13	2,348	0	349,484	0	0
67	H11.7.31	12,000		0.18	7	1,206	1,206	361,484	0	0
68	H11.8.25		24,000	0.18	25	4,456	0	343,146	0	0
69	H11.8.28	11,000		0.18	3	507	507	354,146	0	0
70	H11.9.25		24,000	0.18	28	4,890	0	335,543	0	0
71	H11.10.9	12,000		0.18	14	2,316	2,316	347,543	0	0
72	H11.10.25		23,000	0.18	16	2,742	0	329,601	0	0
73	H11.11.14	11,000		0.18	20	3,250	3,250	340,601	0	0
74	H11.11.25		24,000	0.18	11	1,847	0	321,698	0	0
75	H11.12.5	12,000		0.18	10	1,586	1,586	333,698	0	0
76	H11.12.26		30,000	0.18	21	3,455	0	308,739	0	0
77	H12.1.1	18,000		0.18	6	913	913	326,739	0	0
78	H12.1.25		25,000	0.18	24	3,856	0	306,508	0	0
79	H12.1.30	13,000		0.18	5	753	753	319,508	0	0
80	H12.2.25		23,000	0.18	26	4,085	0	301,346	0	0
81	H12.3.5	10,000		0.18	9	1,333	1,333	311,346	0	0
82	H12.3.25		23,000	0.18	20	3,062	0	292,741	0	0
83	H12.3.26	12,000		0.18	1	143	143	304,741	0	0
84	H12.4.25		30,000	0.18	30	4,496	0	279,380	0	0
85	H12.4.29	15,000		0.18	4	549	549	294,380	0	0
86	H12.5.25		23,000	0.18	26	3,764	0	275,693	0	0
87	H12.6.4	14,000		0.18	10	1,355	1,355	289,693	0	0
88	H12.6.24		24,000	0.18	20	2,849	0	269,897	0	0
89	H12.7.25		25,000	0.18	31	4,114	0	249,011	0	0
90	H12.8.20	13,000		0.18	26	3,184	3,184	262,011	0	0
91	H12.8.20	12,000		0.18	0	0	3,184	274,011	0	0
92	H12.8.25		22,000	0.18	5	673	0	255,868	0	0
93	H12.9.16	10,000		0.18	22	2,768	2,768	265,868	0	0
94	H12.9.25		25,000	0.18	9	1,176	0	244,812	0	0
95	H12.10.7	12,000		0.18	12	1,444	1,444	256,812	0	0
96	H12.10.25		25,000	0.18	18	2,273	0	235,529	0	0
97	H12.10.29	14,000		0.18	4	463	463	249,529	0	0
98	H12.11.25		25,000	0.18	27	3,313	0	228,305	0	0
99	H12.12.9	12,000		0.18	14	1,571	1,571	240,305	0	0
100	H12.12.25		30,000	0.18	16	1,890	0	213,766	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H13. 1. 25		25,000	0.18	31	3,266	0	192,032	0	0
102	H13. 2. 25	20,000		0.18	31	2,935	2,935	212,032	0	0
103	H13. 2. 25		22,000	0.18	0	0	0	192,967	0	0
104	H13. 3. 25		22,000	0.18	28	2,664	0	173,631	0	0
105	H13. 4. 8	20,000		0.18	14	1,198	1,198	193,631	0	0
106	H13. 4. 25		23,000	0.18	17	1,623	0	173,452	0	0
107	H13. 5. 12	14,000		0.18	17	1,454	1,454	187,452	0	0
108	H13. 5. 26		25,000	0.18	14	1,294	0	165,200	0	0
109	H13. 6. 25		25,000	0.18	30	2,444	0	142,644	0	0
110	H13. 7. 1	20,000		0.18	6	422	422	162,644	0	0
111	H13. 7. 15	15,000		0.18	14	1,122	1,544	177,644	0	0
112	H13. 7. 25		23,000	0.18	10	876	0	157,064	0	0
113	H13. 8. 12	12,000		0.18	18	1,394	1,394	169,064	0	0
114	H13. 8. 25		23,000	0.18	13	1,083	0	148,541	0	0
115	H13. 9. 25		23,000	0.18	31	2,270	0	127,811	0	0
116	H13. 9. 29	20,000		0.18	4	252	252	147,811	0	0
117	H13. 10. 11		502,702	0.18	12	874	0	-353,765	0	0
118	H13. 10. 11	3,000,000		0.15	0	0	0	2,646,235	0	0
119	H13. 10. 11		80,000	0.15	0	0	0	2,566,235	0	0
120	H13. 10. 14	300,000		0.15	3	3,163	3,163	2,866,235	0	0
121	H13. 10. 21	100,000		0.15	7	8,245	11,408	2,966,235	0	0
122	H13. 10. 27		60,000	0.15	6	7,314	0	2,924,957	0	0
123	H13. 11. 24	100,000		0.15	28	33,657	33,657	3,024,957	0	0
124	H13. 11. 26		80,000	0.15	2	2,486	0	2,981,100	0	0
125	H13. 12. 22	30,000		0.15	26	31,852	31,852	3,011,100	0	0
126	H14. 1. 4		100,000	0.15	13	16,086	0	2,959,038	0	0
127	H14. 1. 4		20,000	0.15	0	0	0	2,939,038	0	0
128	H14. 1. 27		80,000	0.15	23	27,779	0	2,886,817	0	0
129	H14. 1. 27	100,000		0.15	0	0	0	2,986,817	0	0
130	H14. 2. 9	100,000		0.15	13	15,956	15,956	3,086,817	0	0
131	H14. 2. 11	70,000		0.15	2	2,537	18,493	3,156,817	0	0
132	H14. 2. 16	100,000		0.15	5	6,486	24,979	3,256,817	0	0
133	H14. 2. 25		100,000	0.15	9	12,045	0	3,193,841	0	0
134	H14. 3. 3	50,000		0.15	6	7,875	7,875	3,243,841	0	0
135	H14. 3. 10	40,000		0.15	7	9,331	17,206	3,283,841	0	0
136	H14. 3. 23	50,000		0.15	13	17,543	34,749	3,333,841	0	0
137	H14. 3. 26		100,000	0.15	3	4,110	0	3,272,700	0	0
138	H14. 4. 6	30,000		0.15	11	14,794	14,794	3,302,700	0	0
139	H14. 4. 27		100,000	0.15	21	28,502	0	3,245,996	0	0
140	H14. 4. 29	60,000		0.15	2	2,667	2,667	3,305,996	0	0
141	H14. 5. 11	40,000		0.15	12	16,303	18,970	3,345,996	0	0
142	H14. 5. 19	20,000		0.15	8	11,000	29,970	3,365,996	0	0
143	H14. 5. 25		100,000	0.15	6	8,299	0	3,304,265	0	0
144	H14. 6. 15	30,000		0.15	21	28,516	28,516	3,334,265	0	0
145	H14. 6. 26		110,000	0.15	11	15,072	0	3,267,853	0	0
146	H14. 7. 26		100,000	0.15	30	40,288	0	3,208,141	0	0
147	H14. 8. 26		100,000	0.15	31	40,870	0	3,149,011	0	0
148	H14. 9. 1	30,000		0.15	6	7,764	7,764	3,179,011	0	0
149	H14. 9. 28		110,000	0.15	27	35,273	0	3,112,048	0	0
150	H14. 10. 13	45,000		0.15	15	19,183	19,183	3,157,048	0	0
151	H14. 10. 26		100,000	0.15	13	16,866	0	3,093,097	0	0
152	H14. 11. 24	50,000		0.15	29	36,862	36,862	3,143,097	0	0
153	H14. 11. 26		110,000	0.15	2	2,583	0	3,072,542	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H14. 12. 29		100,000	0.15	33	41,668	0	3,014,210	0	0
155	H15. 1. 2	30,000		0.15	4	4,954	4,954	3,044,210	0	0
156	H15. 1. 26		100,000	0.15	24	30,025	0	2,979,189	0	0
157	H15. 2. 9	35,000		0.15	14	17,140	17,140	3,014,189	0	0
158	H15. 2. 15	20,000		0.15	6	7,432	24,572	3,034,189	0	0
159	H15. 2. 27		100,000	0.15	12	14,963	0	2,973,724	0	0
160	H15. 3. 16	30,000		0.15	17	20,775	20,775	3,003,724	0	0
161	H15. 3. 26		100,000	0.15	10	12,344	0	2,936,843	0	0
162	H15. 4. 26		100,000	0.15	31	37,414	0	2,874,257	0	0
163	H15. 4. 29	25,000		0.15	3	3,543	3,543	2,899,257	0	0
164	H15. 5. 5	30,000		0.15	6	7,148	10,691	2,929,257	0	0
165	H15. 5. 25		90,000	0.15	20	24,076	0	2,874,024	0	0
166	H15. 6. 8	15,000		0.15	14	16,535	16,535	2,889,024	0	0
167	H15. 6. 25		100,000	0.15	17	20,183	0	2,825,742	0	0
168	H15. 7. 25		100,000	0.15	30	34,837	0	2,760,579	0	0
169	H15. 8. 2	19,000		0.15	8	9,075	9,075	2,779,579	0	0
170	H15. 8. 25		100,000	0.15	23	26,272	0	2,714,926	0	0
171	H15. 9. 15	20,000		0.15	21	23,430	23,430	2,734,926	0	0
172	H15. 9. 23	16,000		0.15	8	8,991	32,421	2,750,926	0	0
173	H15. 9. 25		100,000	0.15	2	2,261	0	2,685,608	0	0
174	H15. 10. 25		90,000	0.15	30	33,110	0	2,628,718	0	0
175	H15. 11. 25		95,000	0.15	31	33,489	0	2,567,207	0	0
176	H15. 12. 28		100,000	0.15	33	34,815	0	2,502,022	0	0
177	H16. 1. 25		90,000	0.15	28	28,720	0	2,440,742	0	0
178	H16. 2. 25		91,000	0.15	31	31,009	0	2,380,751	0	0
179	H16. 3. 25		90,000	0.15	29	28,295	0	2,319,046	0	0
180	H16. 4. 25		85,000	0.15	31	29,463	0	2,263,509	0	0
181	H16. 4. 25		10,000	0.15	0	0	0	2,253,509	0	0
182	H16. 5. 25		100,000	0.15	30	27,707	0	2,181,216	0	0
183	H16. 6. 25		100,000	0.15	31	27,712	0	2,108,928	0	0
184	H16. 7. 25		90,000	0.15	30	25,929	0	2,044,857	0	0
185	H16. 8. 25		90,000	0.15	31	25,979	0	1,980,836	0	0
186	H16. 9. 25		90,000	0.15	31	25,166	0	1,916,002	0	0
187	H16. 10. 25		90,000	0.15	30	23,557	0	1,849,559	0	0
188	H16. 11. 25		90,000	0.15	31	23,498	0	1,783,057	0	0
189	H16. 12. 25		90,000	0.15	30	21,922	0	1,714,979	0	0
190	H17. 1. 25		90,000	0.15	31	21,836	0	1,646,815	0	0
191	H17. 2. 26		90,000	0.15	32	21,656	0	1,578,471	0	0
192	H17. 3. 26		80,000	0.15	28	18,163	0	1,516,634	0	0
193	H17. 4. 25		83,457	0.15	30	18,698	0	1,451,875	0	0
194	H17. 5. 25		83,174	0.15	30	17,899	0	1,386,600	0	0
195	H17. 6. 25		85,153	0.15	31	17,664	0	1,319,111	0	0
196	H17. 7. 25		90,000	0.15	30	16,263	0	1,245,374	0	0
197	H17. 8. 25		84,423	0.15	31	15,865	0	1,176,816	0	0
198	H17. 9. 25		84,130	0.15	31	14,992	0	1,107,678	0	0
199	H17. 10. 25		81,616	0.15	30	13,656	0	1,039,718	0	0
200	H17. 11. 21		68,614	0.15	27	11,536	0	982,640	0	0
201	H17. 11. 21	500,000		0.15	0	0	0	1,482,640	0	0
202	H17. 12. 25		100,000	0.15	34	20,716	0	1,403,356	0	0
203	H18. 1. 25		100,000	0.15	31	17,878	0	1,321,234	0	0
204	H18. 2. 25		90,000	0.15	31	16,832	0	1,248,066	0	0
205	H18. 3. 25		80,000	0.15	28	14,361	0	1,182,427	0	0
206	H18. 4. 25		90,000	0.15	31	15,063	0	1,107,490	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
207	H18. 5. 25		90,000	0.15	30	13,653	0	1,031,143	0	0
208	H18. 6. 25		90,000	0.15	31	13,136	0	954,279	0	0
209	H18. 7. 25		90,000	0.15	30	11,765	0	876,044	0	0
210	H18. 8. 25		90,000	0.15	31	11,160	0	797,204	0	0
211	H18. 9. 25		90,000	0.15	31	10,156	0	717,360	0	0
212	H18. 10. 25		80,000	0.15	30	8,844	0	646,204	0	0
213	H18. 11. 25		82,000	0.15	31	8,232	0	572,436	0	0
214	H18. 12. 25		90,000	0.15	30	7,057	0	489,493	0	0
215	H19. 1. 27		90,000	0.15	33	6,638	0	406,131	0	0
216	H19. 2. 25		80,000	0.15	29	4,840	0	330,971	0	0
217	H19. 3. 25		85,000	0.15	28	3,808	0	249,779	0	0
218	H19. 4. 25		80,000	0.15	31	3,182	0	172,961	0	0
219	H19. 5. 25		80,000	0.15	30	2,132	0	95,093	0	0
220	H19. 6. 25		80,000	0.15	31	1,211	0	16,304	0	0
221	H19. 7. 25		80,000	0.15	30	201	0	-63,495	0	0
222	H19. 8. 25		80,000	0.15	31	0	0	-143,495	-269	-269
223	H19. 9. 25		79,000	0.15	31	0	0	-222,495	-609	-878
224	H19. 10. 25		76,000	0.15	30	0	0	-298,495	-914	-1,792
225	H19. 11. 25		77,491	0.15	31	0	0	-375,986	-1,267	-3,059
226	H19. 12. 25		80,000	0.15	30	0	0	-455,986	-1,545	-4,604
227	H20. 1. 25		77,000	0.15	31	0	0	-532,986	-1,932	-6,536
228	H20. 2. 25		76,609	0.15	31	0	0	-609,595	-2,257	-8,793
229	H20. 3. 25		72,387	0.15	29	0	0	-681,982	-2,415	-11,208
230	H20. 4. 25		77,000	0.15	31	0	0	-758,982	-2,888	-14,096
231	H20. 5. 25		73,837	0.15	30	0	0	-832,819	-3,110	-17,206
232	H20. 6. 25		80,000	0.15	31	0	0	-912,819	-3,526	-20,732
233	H20. 7. 25		73,247	0.15	30	0	0	-986,066	-3,741	-24,473
234	H20. 8. 25		74,924	0.15	31	0	0	-1,060,990	-4,175	-28,648
235	H20. 9. 25		74,659	0.15	31	0	0	-1,135,649	-4,493	-33,141
236	H20. 10. 25		80,000	0.15	30	0	0	-1,215,649	-4,654	-37,795
237	H20. 11. 25		74,000	0.15	31	0	0	-1,289,649	-5,148	-42,943
238	H20. 12. 27		80,000	0.15	32	0	0	-1,369,649	-5,637	-48,580
239	H21. 1. 25		69,621	0.15	29	0	0	-1,439,270	-5,439	-54,019
240	H21. 2. 25		75,000	0.15	31	0	0	-1,514,270	-6,111	-60,130
241	H21. 3. 25		70,000	0.15	28	0	0	-1,584,270	-5,808	-65,938
242	H21. 4. 25		72,511	0.15	31	0	0	-1,656,781	-6,727	-72,665
243	H21. 5. 25		80,000	0.15	30	0	0	-1,736,781	-6,808	-79,473
244	H21. 6. 25		80,000	0.15	31	0	0	-1,816,781	-7,375	-86,848
245	H21. 7. 25		80,000	0.15	30	0	0	-1,896,781	-7,466	-94,314
246	H21. 8. 25		71,000	0.15	31	0	0	-1,967,781	-8,054	-102,368
247	H21. 9. 25		71,000	0.15	31	0	0	-2,038,781	-8,356	-110,724
248	H21. 10. 25		70,000	0.15	30	0	0	-2,108,781	-8,378	-119,102
249	H21. 11. 25		140,000	0.15	31	0	0	-2,248,781	-8,955	-128,057
250	H21. 12. 25		100,000	0.15	30	0	0	-2,348,781	-9,241	-137,298
251	H22. 1. 25		80,000	0.15	31	0	0	-2,428,781	-9,974	-147,272
252	H22. 2. 25		70,000	0.15	31	0	0	-2,498,781	-10,314	-157,586
253	H22. 3. 25		70,000	0.15	28	0	0	-2,568,781	-9,584	-167,170
254	H22. 4. 25		70,000	0.15	31	0	0	-2,638,781	-10,908	-178,078
255	H22. 5. 25		70,000	0.15	30	0	0	-2,708,781	-10,844	-188,922
256	H22. 6. 25		70,000	0.15	31	0	0	-2,778,781	-11,503	-200,425
257	H22. 7. 25		70,000	0.15	30	0	0	-2,848,781	-11,419	-211,844
258	H22. 8. 25		70,000	0.15	31	0	0	-2,918,781	-12,097	-223,941
259				0.15	0	0	合計:	-3,142,722	0	0

これは正本である。

平成23年8月19日

名古屋地方裁判所一宮支部

裁判所書記官 中 齋 勇 馬

